

## 電子顕微鏡施設（旧超微形態研究室）ご利用の皆様へ 研究室移転に伴う新規利用登録のお願い

形態解析イメージング研究室電子顕微鏡部門（8号館地階・旧超微形態研究室）は本年度12月に8号館から10号館に移転致します。10号館ではセキュリティーカードによる入退室システムを導入しているため、移転後に当施設を利用するためには改めて利用登録およびIDカードの発行が必要になります。引き続き電子顕微鏡施設をご利用の方で光顕部門（旧細胞病理）のセキュリティーカードをお持ちでない方は、お手数ですが下記の通り登録手続きを宜しくお願い致します。

### 利用者登録手続きご案内

#### 1. 登録期間

平日 9時から17時、土曜(第2週を除く)9時から13時の間で随時可能です。

#### 2. 対象者

**電顕部門の利用者で10号館5階 光顕部門（旧細胞病理）を利用していない方。  
光顕部門で本年度登録済みの方は今回手続きは必要ありません。**

#### 3. 登録申請およびIDカードの発行

添付の申請書に必要事項を記入して、**所属長の捺印の上**で形態解析研究室担当者まで提出して下さい（申請者が複数いる場合は、申請書をコピーして個人ごとに申請書を作成して下さい）。申請書を受け付けてから入退室用IDカードの作成・登録を行い、翌日以降にカードをお渡しします。**IDカードの受取の際には申請者本人の印鑑が必要になります**。

#### 4. 新規利用者向けガイダンス

10号館での利用を開始される前に簡単な施設の利用説明を受けて頂きます。  
登録申請後に担当者から連絡致します。

以上、宜しくお願い致します。

不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。